

# れんけいネット運用管理規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この運用管理規程は、高岡医療圏における地域医療連携を促進するためのネットワークシステム(以下「れんけいネット」という。)の構築と円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。併せてデータの漏えい、改ざん、破壊等を防止し、データの安全かつ適正な管理を図ることを目的とする。

## 第2章 れんけいネットの管理組織

(役員)

第2条 高岡医療圏地域医療連携システム協議会(以下「協議会」という。)において、次に掲げる役員を決定する。

- (1) 統括責任者 1名
- (2) 副統括責任者 若干名
- (3) システム管理責任者 1名

2 統括責任者は、協議会会長とする。

3 副統括責任者及びシステム管理責任者は、協議会の委員のうちから協議会の同意を得て統括責任者が指名する。

(統括責任者の業務)

第3条 統括責任者は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 統括責任者は、れんけいネットの安全かつ適正な運用管理を図るため、不正利用が発覚した場合は、れんけいネットの利用を制限又は禁止することができる。

3 統括責任者は、前項の措置を行うに当たっては、協議会の意見を聞くものとする。ただし、緊急を要する場合等、協議会の意見を聞くことができない場合は、事後において協議会に報告するものとする。

(副統括責任者の業務)

第4条 副統括責任者は、統括責任者を補佐し、統括責任者に事故あるときは、その職を代行する。

(システム管理責任者の業務)

第5条 システム管理責任者は、れんけいネットの安全かつ適正な管理を行うためにシステムの

管理を行う。

- 2 システム管理責任者は、参加機関から新たな機器接続等の申出があった場合は、セキュリティの調査を行い許可するものとする。

### 第3章 れんけいネット参加機関

(参加機関管理責任者)

第6条 れんけいネット参加機関に、システムの責任者として参加機関管理責任者を置く。

- 2 参加機関管理責任者は、その参加機関の長が任命する。
- 3 参加機関の長は、参加機関管理責任者を決定し、速やかにシステム管理責任者に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。

(参加機関管理責任者の責務)

第7条 参加機関管理責任者は、施設内のれんけいネットの安全かつ適正な利用を図り、データの活用にあたって漏えい、改ざん及び守秘義務違反のないよう、データの保護が確保される運用を推進しなければならない。

- 2 参加機関管理責任者は、れんけいネット参加機関内の運用管理規程を作成し、統括責任者に提出しなければならない。
- 3 参加機関管理責任者は、れんけいネットに異常を認めた時は、直ちにシステム管理責任者に報告しなければならない。

### 第4章 れんけいネットの利用

(利用施設)

第8条 れんけいネットを利用できる施設は、統括責任者が利用を認めた施設に限る。

(接続機器)

第9条 れんけいネットを利用する施設の接続機器については、システム管理責任者が許可した機器に限る。

(利用者)

第10条 れんけいネットを利用できる者(以下「利用者」という。)は、参加機関管理責任者が認めた者に限る。

(利用権の設定)

第11条 システム管理責任者は、れんけいネットの利用に際しては、利用機関識別番号(利用機

関コード)及び利用者ごとに専用の利用者識別番号(ユーザID)を付与し、利用権の管理を行う。

- 2 利用者は、利用者識別番号(ユーザID)に係る暗証番号(パスワード)について、第三者に知られないように厳重に管理するとともに、定期的に暗証番号を変更する等の措置を講じなければならない。

(利用者の責務)

第12条 利用者は、れんけいネットの安全かつ適正な利用に努め、データの保護が確保されるよう運用しなければならない。

- 2 利用者が、れんけいネットを利用するに際しては、「著作権法」(昭和45年法律第48号)、「医療、介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(厚生労働省平成16年12月24日)、「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知別添)、その他医療関係法令を遵守しなければならない。
- 3 利用者は、れんけいネットを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療及び説明目的での利用、閲覧以外は複製・公開・提供してはならない。
- 4 利用者は、情報セキュリティに十分注意し、利用者識別番号(ユーザID)、暗証番号(パスワード)を当該医療機関職員などを含め利用者本人以外の者に利用させてはならない。
- 5 利用者は、れんけいネットに接続する端末には、セキュリティを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
- 6 利用者は、れんけいネットの利用について、この運用管理規程のほか、れんけいネット運用管理規程細則及びこれらに基づくシステム管理責任者の指示に従わなければならない。
- 7 利用者は、れんけいネットに異常を認めた時は、直ちに各参加機関の参加機関管理責任者に報告しなければならない。

(利用できる機能)

第13条 利用者は、れんけいネットにおいて、次に掲げる機能を利用できる。

- (1) 診療情報の参照機能
- (2) 診療等の予約機能
- (3) 電子メールの送受信機能
- (4) 文書作成支援機能
- (5) 掲示板機能

## 第5章 れんけいネットの運用

(個人情報保護法の遵守)

第14条 参加機関は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守するものとする。

(患者の同意)

第 15 条 れんけいネットにおいて、患者のデータを閲覧可能とする場合には、施設ごとにその内容を患者に説明した上で文書により同意を得なければならない。

(参加機関管理責任者の管理対象)

第 16 条 参加機関管理責任者の責任となる管理対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 接続機器 (参加機関に設置されているサーバ、端末、VPN対応ルータ等)
- (2) れんけいネットを利用するためのソフトウェア (VPNクライアントソフトウェア、クライアント認証ソフト、端末のOS、Internet Explorer、ウイルス対策ソフト等)
- (3) 参加機関側の通信回線

(診療情報再利用の禁止)

第 17 条 表示されたデータを端末等に保存することは禁止する。また、データが表示された画面のハードコピーについても禁止する。

(利用の停止及び制限)

第 18 条 統括責任者は、次に掲げる場合、機器等の利用について、その一部又は全部を停止又は制限することができる。

- (1) れんけいネットに障害が発生した場合
- (2) 機器等の増設、交換又は点検を行う場合
- (3) データの滅失又は毀損からの復旧を行う場合
- (4) データのバックアップ等、れんけいネットの管理上の理由から必要と認められる場合

(人材育成)

第 19 条 参加機関管理責任者は、利用者に対して安全管理及び個人情報保護に関する教育を実施する。

(大規模災害時)

第 20 条 統括責任者は、大規模災害が発生した場合、れんけいネットの通常の運用を停止又は一部制限することができる。

## 第 6 章 細則

(細則)

第 21 条 この運用管理規程を実施するために必要な事項については、別に細則を定める。

附 則

この運用管理規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

平成 25 年 12 月 12 日 改訂 (名称変更)

平成 27 年 10 月 30 日 改訂 (役員の変更)